

入札説明書

静岡県立下田高等学校外40庁舎で使用する電気に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

1 公告日 令和7年12月16日

2 入札執行者 静岡県知事 鈴木康友

3 担当部局 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会高校教育課

電話番号 054-221-3656

電子メールアドレス kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

4 調達する產品等

(1) 入札番号 教高第1号

(2) 調達する產品 令和8年度静岡県立下田高等学校外40庁舎で使用する電気

(3) 電気方式、受電使用電圧、計量電圧、標準周波数、契約電力、予定使用電力量他
仕様書別紙1のとおり

(4) 予備線 なし

(5) 契約期間

a. 需給開始日 令和8年4月1日午前0時

b. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(6) 契約期間の電力消費計画

仕様書別紙2のとおり

なお、力率は100%とする。

(7) 過去3年の電力消費実績

仕様書別紙3のとおり

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 公告日までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2により、小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(4) 入札参加資格審査期日までに静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格（営業種目68）を有している者であり、かつ、この入札参加資格確認通知を受けている者。

(5) 入札時に静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年集用第103号）に基づく指名停止期間中でないこと。

(6) 高圧の需要家への電気の供給実績があること。

(7) 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針（令和7年11月4日改正）第6条に基づく判定の結果、基準点数以上である旨の判定結果通知を受けた者であること。

(8) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格確認等

(1) 本入札に参加を希望する場合は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期限 令和8年1月7日（水）午後5時まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書及び資料は、各1部及び長3号封筒（簡易書留料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参又は郵送（簡易書留に限る。）することとし、電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年1月14日（水）までに通知する。

(3) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(4) 資料は次によるものとする。

ア 静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格審査結果通知書（営業種目68）の写し

イ 公告日までに小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し

ウ 電気の供給実績及び供給可能量が確認できる書類の写し

エ 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果の写し

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

- エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年1月19日（月）までに書面（様式自由）を持参又は郵送することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和8年1月23日（金）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記3と同じとする。

8 設計書、仕様書及び入札書の交付

設計書及び仕様書（以下「設計図書」という。）及び入札書の交付を次のとおり行う。

- (1) 交付期間 令和7年12月16日（火）から令和8年1月7日（水）まで（土曜日、日曜日及び令和7年12月29日から令和8年1月3日までの間を除く。）の午前9時30分から午後5時まで
- (2) 交付場所 上記3及び申請書ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ）
- (3) 交付方法 無料で直接配布する。
郵送による配布を希望する者は返信用切手320円分を貼付した返信用封筒（定形外）を郵送すること。

9 入札

- (1) 入札執行日時 令和8年1月27日（火）午後3時00分
- (2) 入札執行場所 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階教育委員会第1会議室
- (3) 入札書に記入する入札金額は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、配布した資料を基に積算した下田高等学校外40庁舎分を合わせた年額（消費税及び地方消費税の課税業者は、同税分を含んだ額）に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額を記載すること。
また、入札金額は月別計算書の太枠計に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額と等しくなるように記載すること。
- (4) 各々の例を参考にして、入札書、庁舎毎の入札書別紙及び月別計算書を作成すること。
- (5) 基本料金単価や電力量単価を下田高等学校外40庁舎同一とする場合であっても、庁舎毎に入札書別紙を作成すること。
- (6) 発電費用等の変動に伴う料金単価の変更（「燃料価格調整項」）および御電力取引所におけるスポット市場価格（「市場価格調整項」）（以下、「燃料費等調整単価」という。）については、需要場所が電力供給区域に含まれる一般電気事業者の適用する燃料費等調整単価とすること。また、燃料費等調整単価が想定される場合も入札金額の算定にはこれを含まないこと。

また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金」も入札金額の算定にはこれを含まないこと。

(7) 入札書、入札書別紙（下田高等学校外40序倉分）及び月別計算書を封書に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「1月27日開札（入札）令和8年度下田高等学校外40序倉電気の入札書在中」と記入しなければならない。

(8) 入札参加者は、代理人をして入札させるとときは、委任状を持参させなければならない。

(9) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(10) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(11) 入札書の受領期限

持参の場合 開札の日時まで

郵送の場合 令和8年1月26日（月）午後5時必着（簡易書留に限る。）

別途配布する「物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書」（以下「物品心得書」という。）第6条第3項の規定は適用しない。

電送による入札は認めない。

10 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に關係のない県職員を立ち会わせて行う。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 所定の日時、場所に提出しない入札

(5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書

(6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札

(7) 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札

(8) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(9) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札

(10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

12 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で、最低の価格となる有効な入札をした者を落札者とする。（ただし、契約は落札額を構成する単価で行う。）

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係ない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

13 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

免除

15 契約書作成

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 落札者が需給開始日以前に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 本契約について、契約の内容を記録した電磁的記録により締結することを希望する場合、以下に定める事項による書類を提出するものとする。

ア 提出書類

電子契約同意書兼メールアドレス確認書（上記8により交付）

イ 提出期限

令和8年1月28日（水）

ウ 提出方法

電子メールにて提出すること。

16 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、設計書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17 支払方法

毎月支払いを行う。

18 資格審査に関する事項

資格審査に関する照会は、上記3に同じとする。

19 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 入札参加者は、契約書式及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (3) 契約書式、仕様書は、上記3で配布するものとする。
- (4) 入札説明書及び入札公告と物品心得書の規定が異なる場合は、入札説明書及び入札公告の規定による。
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細不明の点については、静岡県教育委員会高校教育課（電話番号054-221-3656）に照会すること。

(案)

静岡県立下田高等学校外40庁舎電気需給契約書

静岡県（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間
に次のとおり、静岡県立下田高等学校外40庁舎の電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙の庁舎で使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 受電電気方式、受電使用電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、契約電力、契約期間、入札保証金及び契約保証金は次のとおりとする。

受電電気方式	別添仕様書のとおり
受電使用電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	令和8年4月1日（供給開始日）午前0時から令和9年3月31日午後12時とする。
入札保証金及び契約保証金	免除

（供給の方法）

第3条 乙は甲が静岡県立下田高等学校外40庁舎で使用する電気を需要に応じて供給する
ものとする。

（供給の保証）

第4条 乙が当該地域を管轄する一般送配電事業者と締結する託送供給約款に定める、負
荷変動対応電力契約の料金は乙が負担するものとする。

（検針日）

第5条 検針日は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の検針日
によるものとする。ただし、令和9年3月については、検針日および契約期間満了日と
する。

（検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検査員の検査を受けるものとする。

（料金の計算）

第7条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

毎月の電気料金=『落札者の入札書別紙の料金計算方法を記載する』

（各料金の計算）

第8条 『落札者の入札書別紙の各料金名を記載する』次により算定する。

『落札者の入札書別紙の各料金の計算方法を記載する』

（各料金単価）

第9条 『落札者の入札書別紙の各料金単価名を記載する』次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙の各料金単価を記載する』

（各料金区分）

第10条 (『落札者の入札書別紙の各料金区分名を記載する』)次のとおりとする。

(『落札者の入札書別紙の各料金区分名を記載する』)

(電力量)

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）平均力率の算定式は次のとおり

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費等調整)

第13条 燃料費等調整額は、需要場所が電力供給区域に含まれるみなし小売電気事業者の適用する燃料価格調整額および市場価格調整額による。

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく賦課金)

第14条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）に基づく賦課金は、当該地域を管轄するみなし一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給要件による。

(支払方法)

第15条 乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から30日以内に、対価を支払わなければならない。

乙は、静岡県立下田高等学校外40庁舎ごとの内訳明細を請求書とともに提示するものとする。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

3 各需給場所において最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を甲乙協議の上、実量制から協議制に変更するものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約超過金)

第18条 甲はその月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙の請求により別途定める式で算出される契約超過金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

(2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。

- (3) 甲又は乙が、原則として60日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。
- (4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (6) 次のアからキのいずれかに該当したとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的には積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（料金の精算）

第20条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

（合意管轄）

第21条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第22条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

（甲） 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 鈴木 康友

（乙）

別紙

番号	施設名	住所
1	下田高等学校	下田市蓮台寺152
2	下田高等学校南伊豆分校	賀茂郡南伊豆町石井58
3	松崎高等学校	松崎町桜田188
4	松崎高等学校セミナーハウス	松崎町桜田188
5	稻取高等学校	東伊豆町稻取3012-2
6	熱海高等学校	熱海市下多賀1484-22
7	伊豆総合高等学校	伊豆市牧之郷892
8	伊豆総合高等学校土肥分校	伊豆市土肥870-1
9	韮山高等学校	伊豆の国市韮山韮山229
10	伊豆中央高等学校	伊豆の国市寺家970-1
11	田方農業高等学校	函南町塚本961
12	三島南高等学校	三島市大場608
13	三島北高等学校	三島市文教町1-3-18
14	三島長陵高等学校	三島市文教町1-3-93
15	御殿場高等学校	御殿場市御殿場192-1
16	御殿場南高等学校	御殿場市新橋1450
17	小山高等学校	駿東郡小山町竹之下369
18	裾野高等学校	裾野市佐野900-1
19	沼津東高等学校	沼津市岡宮812
20	沼津東高等学校香陵記念館	沼津市岡宮812
21	沼津西高等学校	沼津市本字千本1910-9
22	沼津城北高等学校	沼津市岡一色875
23	沼津工業高等学校	沼津市下香貫八重129-1
24	沼津商業高等学校	清水町徳倉1205
25	吉原高等学校	富士市今泉2160
26	吉原工業高等学校	富士市比奈2300
27	吉原工業高等学校体育館	富士市比奈2300
28	富士高等学校	富士市松本17
29	富士東高等学校	富士市今泉2921
30	富士宮東高等学校	富士宮市小泉1234
31	富士宮北高等学校	富士宮市宮北町230
32	富士宮西高等学校	富士宮市淀師1550
33	富岳館高等学校	富士宮市弓沢町732
34	沼津視覚特別支援学校	沼津市米山町6-20
35	沼津聴覚特別支援学校	沼津市泉町4-1
36	御殿場特別支援学校	御殿場市神山1553-3
37	沼津特別支援学校	沼津市大塚823-1
38	富士特別支援学校	富士市大渕3773-1
39	富士特別支援学校富士宮分校	富士宮市宮北町233
40	東部特別支援学校	伊豆の国市寺家246-1
41	伊豆の国特別支援学校	伊豆の国市寺家235

別紙1(仕様書別紙1)

別紙1(仕様書別紙1)

別紙1(仕様書別紙1)

別紙1(仕様書別紙1)

別紙1(仕様書別紙1)

番号	37	38	39	40	41
需給場所	沼津特別支援学校	富士特別支援学校	富士特別支援学校富士宮分校	東部特別支援学校	伊豆の国特別支援学校
住所	沼津市大塚823-1	富士市大渕3773-1	富士宮市宮北町233	伊豆の国市寺家246-1	伊豆の国市寺家235
電話	055-966-0980	0545-36-2345	0544-29-7234	055-949-2309	055-949-0001
受電電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式
受電使用電圧(標準電圧)	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ	50ヘルツ	50ヘルツ	50ヘルツ	50ヘルツ
電気方式	1回線受電	1回線受電	1回線受電	1回線受電	1回線受電
非常用自家発電設備	無し	有り	無し	無し	有り
蓄熱槽	無し	無し	無し	無し	無し
予定使用電力量(kWh) (令和8年4月1日から令和9年3月31日までの使用量見込)	233,600	298,800	37,000	127,000	209,800
予定契約電力(kW)	231	278	24	86	283
	実量制	実量制	実量制	実量制	実量制
	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする
力率	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定
デマンドメーター	有り	有り	有り	有り	有り
需給地点	甲の施設した第1号柱上の乙の架空引込線と甲の開閉器電源側接続点	甲の施設した第1号柱上の乙の架空引込線と甲の開閉器電源側接続点	甲の施設した第1号柱上の乙の架空引込線と甲の開閉器電源側接続点	甲の施設した第1号柱上の乙の架空引込線と甲の開閉器電源側接続点	甲の施設した第1号柱上の乙の架空引込線と甲の開閉器電源側接続点
電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ
保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ

別紙2(仕様書別紙2)

番号	名前	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)														
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	夏季使用量	その他季使用量	合計使用量
1	下田高校	184	24000	24900	27500	29800	33200	32300	29200	27700	27200	29600	34700	25900	95,300	250,700	346,000
2	下田高校南伊豆分校	62	6400	6900	8400	10400	9200	10300	7900	6800	6400	7600	6900	5600	29,900	62,900	92,800
3	松崎高校	141	7700	8200	9200	12800	12300	17000	10700	9100	9600	12100	15200	8400	42,100	90,200	132,300
4	松崎高校セミナーハウス	66	1800	1800	2000	3500	6500	2500	2200	2300	1500	2100	2000	1500	12,500	17,200	29,700
5	稻取高校	128	9700	9300	11600	16300	20500	13900	15700	11600	10500	11100	16200	13200	50,700	108,900	159,600
6	熱海高校	85	6600	7000	7800	14400	14200	17100	11000	9200	8000	8200	10600	9200	45,700	77,600	123,300
7	伊豆総合高校	219	18800	20300	26000	35200	32500	35200	25400	25300	25500	26600	34200	26500	102,900	228,600	331,500
8	伊豆総合高校土肥分校	80	3700	5400	9100	11100	9800	10500	6300	6100	7400	7800	10200	8100	31,400	64,100	95,500
9	韮山高校	230	20700	24000	34000	37200	49300	40500	40300	26500	23600	28200	40600	32600	127,000	270,500	397,500
10	伊豆中央高校	140	12300	12100	13000	18800	13100	17200	14800	13400	14000	17900	14800	11400	49,100	123,700	172,800
11	田方農業高校	276	37100	36800	40400	49800	59800	52900	54900	44000	39000	41700	54200	42300	162,500	390,400	552,900
12	三島南高校	223	17700	19900	21100	29000	36200	28300	32600	23400	20700	21400	30700	27500	93,500	215,000	308,500
13	三島北高校	179	21900	23300	24500	34200	27600	33400	24500	20500	22100	25700	22500	17600	95,200	202,600	297,800
14	三島長陵高校	202	15000	17800	20500	32700	19000	27400	20000	18600	23900	29500	24000	14400	79,100	183,700	262,800
15	御殿場高校	143	13100	15900	16400	21300	24600	17900	20000	17800	15900	15800	23100	15900	63,800	153,900	217,700
16	御殿場南高校	97	200	10400	10600	11800	17300	12100	14100	12100	10800	13100	14600	21800	41,200	107,700	148,900
17	小山高校	208	15500	17400	17900	20200	29700	23300	28300	19500	18500	18600	23300	20000	73,200	179,000	252,200
18	裾野高校	122	14400	15000	19700	21100	21800	19100	17800	15100	15600	18800	16000	9200	62,000	141,600	203,600
19	沼津東高校	272	23300	32900	36500	53400	33300	49700	31000	21100	22100	29700	25100	18100	136,400	239,800	376,200
20	沼津東高校香陵記念館	84	4500	4200	4800	9500	9100	7600	5300	4200	5900	6800	7200	4600	26,200	47,500	73,700
21	沼津西高校	179	6700	15300	18000	26300	32200	31800	23400	18700	19100	18200	27300	24100	90,300	170,800	261,100
22	沼津城北高校	179	12600	12300	17300	26600	18300	25700	15200	12700	15000	19900	16700	13700	70,600	135,400	206,000
23	沼津工業高校	273	21100	25600	32200	42100	41800	49300	32100	28100	29800	28900	37000	28000	133,200	262,800	396,000
24	沼津商業高校	215	5000	17900	19100	25600	31200	25100	29200	20100	17300	17600	24700	25600	81,900	176,500	258,400
25	吉原高校	113	6000	15600	16700	17700	18900	17400	16100	17200	14100	13700	18300	19600	54,000	137,300	191,300
26	吉原工業高校	233	16000	17300	19900	26200	28700	33600	22700	21600	21300	22800	27800	17300	88,500	186,700	275,200
27	吉原工業高校体育館	62	6200	8500	9400	9400	9800	8500	7700	6400	4600	4700	5600	3800	27,700	56,900	84,600
28	富士高校	334	18600	28200	36300	51200	58500	56100	48000	26000	25400	24900	36200	22900	165,800	266,500	432,300
29	富士東高校	150	12600	15800	17900	21500	26200	25600	20600	17000	15200	14800	21400	20900	73,300	156,200	229,500
30	富士宮東高校	147	3000	13400	16200	17100	18800	16700	18900	14000	13200	14400	20200	25400	52,600	138,700	191,300
31	富士宮北高校	247	2100	15200	16300	24300	31000	18500	27900	16300	15800	15300	25500	28000	73,800	162,400	236,200
32	富士宮西高校	128	13600	14300	18100	22000	23100	17900	16100	17000	14100	13700	16800	17700	63,000	141,400	204,400
33	富岳館高校	216	26100	25300	28400	40100	30700	41800	32000	27600	26500	34500	29600	31800	112,600	261,800	374,400
34	沼津視覚特別支援学校	99	6700	6900	7000	12000	15100	7600	12300	8600	6700	7800	10000	9300	34,700	75,300	110,000
35	沼津聴覚特別支援学校	91	400	8000	8100	10900	14800	9600	13300	10100	8100	7900	9500	13200	35,300	78,600	113,900
36	御殿場特別支援学校	131	11700	12400	15800	20700	13400	17500	15300	15700	16600	13500	19600	18200	51,600	138,800	190,400
37	沼津特別支援学校	231	12000	13000	17200	25900	20300	25700	21400	14500	15900	17200	24800	25700	71,900	161,700	233,600
38	富士特別支援学校	278	4700	19100	20700	30700	33200	24300	35800	21700	20300	19300	30200	38800	88,200	210,600	298,800
39	富士特別支援学校富士宮分校	24	2900	2700	2900	3100	3600	2900	3500	3200	2800	2600	3400	3400	9,600	27,400	37,000
40	東部特別支援学校	86	9700	9800	13300	12000	8500	11900	10300	10300	9600	12800	11400	7400	32,400	94,600	127,000
41	伊豆の国特別支援学校	283	12400	10500	12600	21200	23600	12500	27700	13800	12600	13200	21400	28300	57,300	152,500	209,800
	合計	6,840	484,500	620,600	724,400	959,100	980,700	948,200	861,500	674,900	652,200	710,000	863,500	756,900	2,888,000	6,348,500	9,236,500

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

下田高校

現在契約電力

184

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	102	72	87
5月	97	84	86
6月	109	94	88
7月	110	125	142
8月	130	130	180
9月	127	140	179
10月	107	131	184
11月	104	111	100
12月	119	115	136
1月	124	128	155
2月	133	133	133
3月	99	106	116

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	14,777	10,649	24,065
5月	27,113	24,162	23,552
6月	30,181	26,344	26,230
7月	31,251	28,640	29,569
8月	29,509	32,011	33,254
9月	31,279	33,134	32,326
10月	25,669	27,060	29,255
11月	28,026	27,353	27,789
12月	25,233	26,402	27,232
1月	26,736	28,285	29,617
2月	35,421	34,598	34,213
3月	22,526	24,784	25,987
合計	327,721	323,422	343,089

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

下田高校南伊豆分校

現在契約電力

62

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	23	25	26
5月	25	28	25
6月	41	36	45
7月	41	42	50
8月	48	45	42
9月	42	49	62
10月	30	31	41
11月	26	25	24
12月	39	34	37
1月	40	47	51
2月	32	36	47
3月	20	23	30

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	5,700	6,250	6,482
5月	6,786	6,935	6,908
6月	7,760	7,622	8,422
7月	9,545	9,533	10,481
8月	9,717	9,477	8,614
9月	9,370	9,989	10,361
10月	7,694	7,062	7,965
11月	6,774	6,301	6,825
12月	6,538	6,140	6,434
1月	7,866	7,559	7,631
2月	6,036	6,534	6,925
3月	5,354	6,040	5,606
合計	89,140	89,442	92,654

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

松崎高校

現在契約電力

141

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	36	36	40
5月	46	35	38
6月	48	44	38
7月	68	78	101
8月	72	80	110
9月	92	92	122
10月	68	76	93
11月	36	33	50
12月	66	68	74
1月	71	83	88
2月	86	89	104
3月	58	53	70

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	6,002	5,570	7,706
5月	7,722	8,131	8,226
6月	9,629	9,043	8,977
7月	11,883	11,805	12,852
8月	9,055	10,640	12,320
9月	14,400	14,370	17,065
10月	9,422	9,565	10,763
11月	8,364	8,570	9,110
12月	9,254	9,471	9,674
1月	9,991	9,525	12,103
2月	14,643	13,533	15,212
3月	7,302	8,415	8,402
合計	117,667	118,638	132,410

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

松崎高校 セミナーハウス

現在契約電力

66

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	24	29	29
5月	8	28	29
6月	16	31	33
7月	23	29	43
8月	44	65	71
9月	33	46	29
10月	32	41	29
11月	36	36	28
12月	33	29	28
1月	40	29	29
2月	46	29	34
3月	25	35	29

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	1,209	1,226	1,836
5月	1,470	1,666	1,829
6月	1,792	1,915	2,021
7月	1,706	1,810	3,563
8月	1,733	3,921	6,574
9月	1,848	3,349	2,395
10月	1,830	2,716	2,232
11月	2,315	2,487	2,292
12月	1,753	1,549	1,457
1月	2,659	1,925	1,863
2月	2,119	2,221	1,943
3月	1,626	1,613	1,348
合計	22,060	26,398	29,353

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

稻取高校

現在契約電力

128

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	49	35	50
5月	56	53	52
6月	46	46	46
7月	88	61	104
8月	89	106	139
9月	102	89	92
10月	75	91	91
11月	68	60	62
12月	65	64	65
1月	64	77	67
2月	87	71	77
3月	73	59	69

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	2,680	2,193	9,784
5月	9,010	9,856	9,134
6月	11,858	10,417	11,651
7月	17,421	15,283	16,201
8月	19,210	19,368	20,548
9月	14,750	14,281	12,904
10月	13,466	15,149	15,754
11月	10,868	10,333	11,698
12月	10,956	10,167	10,439
1月	10,611	9,535	11,153
2月	18,003	14,997	15,660
3月	18,428	10,281	11,015
合計	157,261	141,860	155,941

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

熱海高校

現在契約電力

85

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	32	34	27
5月	43	45	44
6月	37	40	30
7月	74	88	62
8月	83	72	104
9月	82	89	88
10月	55	68	57
11月	57	60	56
12月	55	50	53
1月	66	57	60
2月	92	58	56
3月	38	44	52

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	5,235	4,809	6,624
5月	7,410	6,986	6,768
6月	8,299	8,060	7,260
7月	14,706	15,814	12,810
8月	13,651	13,546	14,291
9月	16,992	17,693	16,872
10月	9,660	12,810	10,647
11月	8,833	9,246	9,223
12月	8,107	7,833	8,021
1月	8,531	8,090	8,276
2月	11,784	9,943	10,137
3月	8,116	9,065	9,209
合計	121,324	123,895	120,138

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

伊豆総合高校

現在契約電力

219

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	90	88	120
5月	85	88	82
6月	101	99	95
7月	160	179	191
8月	193	183	203
9月	164	187	235
10月	131	149	135
11月	118	107	127
12月	114	113	132
1月	136	145	172
2月	164	160	154
3月	76	120	112

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	14,893	13,912	18,821
5月	20,618	20,866	19,616
6月	26,485	26,298	25,342
7月	33,201	33,955	35,261
8月	29,090	30,929	32,530
9月	32,752	37,262	35,290
10月	23,518	25,304	25,452
11月	23,731	22,062	25,318
12月	23,678	22,745	25,568
1月	24,080	23,985	26,671
2月	33,224	30,330	34,276
3月	21,665	24,347	26,568
合計	306,935	311,995	330,713

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

伊豆総合高校土肥分校

現在契約電力

80

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	28	28	25
5月	24	26	28
6月	30	31	32
7月	50	50	47
8月	54	46	68
9月	59	51	74
10月	30	36	43
11月	23	25	35
12月	46	40	52
1月	43	47	55
2月	57	60	70
3月	39	43	38

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	3,911	3,672	3,569
5月	4,921	4,743	5,423
6月	8,534	8,173	9,119
7月	10,636	10,358	11,121
8月	9,966	9,905	9,804
9月	9,747	10,627	10,576
10月	4,972	5,421	6,341
11月	5,202	5,147	6,144
12月	5,974	6,623	7,440
1月	6,927	6,934	7,864
2月	9,136	8,463	10,296
3月	6,960	6,711	8,138
合計	86,886	86,777	95,835

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

蘿山高校

現在契約電力

230

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	122	62	116
5月	114	109	119
6月	137	128	133
7月	176	146	200
8月	199	196	245
9月	191	164	170
10月	167	185	224
11月	137	125	124
12月	145	160	145
1月	158	145	152
2月	181	157	176
3月	158	143	161

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	2,943	2,548	20,710
5月	23,147	21,760	24,064
6月	30,911	34,889	34,082
7月	34,855	38,555	37,234
8月	43,204	46,946	49,378
9月	34,498	39,029	40,576
10月	36,743	39,884	40,339
11月	29,039	24,400	26,186
12月	24,297	23,505	23,258
1月	31,064	26,923	26,690
2月	37,664	33,722	40,645
3月	43,982	25,803	28,243
合計	372,347	357,964	391,405

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

伊豆中央高校

現在契約電力

140

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	64	70	72
5月	71	73	74
6月	66	74	66
7月	93	77	156
8月	76	69	82
9月	78	77	114
10月	82	72	80
11月	81	78	78
12月	89	85	100
1月	87	83	106
2月	76	73	88
3月	48	54	66

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	12,731	12,535	11,682
5月	12,634	11,854	12,033
6月	14,016	12,612	12,522
7月	15,499	15,338	18,896
8月	13,899	12,776	12,840
9月	14,702	15,378	17,236
10月	13,876	13,207	14,895
11月	12,249	11,771	13,456
12月	14,429	13,761	13,945
1月	17,240	17,165	17,975
2月	13,870	12,943	14,831
3月	9,621	11,049	11,428
合計	164,766	160,389	171,739

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

田方農業高校

現在契約電力

276

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	121	85	124
5月	109	105	113
6月	130	129	124
7月	244	190	251
8月	226	242	291
9月	249	223	232
10月	204	235	269
11月	137	142	153
12月	128	144	107
1月	148	140	148
2月	196	180	197
3月	185	113	169

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	21,721	31,341	37,109
5月	38,360	35,225	36,815
6月	45,357	38,107	37,853
7月	56,925	43,958	48,607
8月	62,147	57,862	59,586
9月	59,953	51,176	47,578
10月	50,585	52,528	54,904
11月	47,946	42,478	41,860
12月	42,991	40,896	33,279
1月	40,318	38,749	41,773
2月	56,902	53,713	52,163
3月	39,097	38,375	42,360
合計	562,302	524,408	533,887

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

三島南高校

現在契約電力

223

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	89	77	104
5月	109	92	89
6月	101	92	104
7月	133	124	164
8月	221	189	227
9月	137	169	165
10月	148	171	200
11月	110	101	108
12月	113	106	109
1月	118	104	128
2月	145	135	130
3月	112	108	119

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	5,076	4,230	17,746
5月	20,386	19,897	19,626
6月	22,453	20,812	20,251
7月	29,710	29,893	27,688
8月	34,696	38,453	35,558
9月	25,926	28,071	28,385
10月	26,722	30,573	32,642
11月	24,094	23,101	23,218
12月	21,917	20,553	19,889
1月	21,674	18,373	21,478
2月	31,196	27,581	30,766
3月	31,500	31,106	20,115
合計	295,350	292,643	297,362

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

三島北高校

現在契約電力

179

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	102	106	92
5月	112	89	94
6月	107	95	104
7月	134	139	178
8月	126	123	173
9月	128	137	177
10月	119	109	124
11月	117	117	112
12月	131	124	123
1月	141	116	118
2月	129	112	127
3月	64	67	91

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	21,370	22,728	21,896
5月	23,404	23,487	23,114
6月	26,818	25,128	21,620
7月	32,714	33,121	34,273
8月	28,389	29,173	25,346
9月	31,668	33,509	33,482
10月	22,597	21,554	24,509
11月	21,300	20,083	20,140
12月	22,492	21,388	22,102
1月	27,666	23,882	25,595
2月	22,260	21,802	22,507
3月	16,771	17,807	17,660
合計	297,449	293,662	292,244

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

三島長陵高校

現在契約電力

202

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	73	82	88
5月	83	74	69
6月	196	136	140
7月	211	178	205
8月	220	196	149
9月	204	178	202
10月	83	74	102
11月	76	92	98
12月	148	124	125
1月	168	149	175
2月	150	153	169
3月	95	90	104

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	15,029	15,117	14,969
5月	18,044	17,769	17,750
6月	21,938	19,520	20,120
7月	26,960	28,366	32,704
8月	19,132	20,254	17,658
9月	21,467	24,201	27,418
10月	17,964	17,522	20,047
11月	17,812	18,735	18,635
12月	21,853	22,246	23,975
1月	29,693	26,334	29,577
2月	22,103	20,424	24,063
3月	12,098	14,657	14,452
合計	244,093	245,145	261,368

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

御殿場高校

現在契約電力

143

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	70	53	89
5月	71	72	59
6月	75	71	60
7月	111	88	136
8月	123	126	163
9月	110	106	113
10月	127	106	137
11月	91	82	79
12月	94	85	80
1月	89	97	106
2月	105	110	136
3月	83	84	100

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	14,455	13,551	11,350
5月	16,698	16,605	14,462
6月	18,026	16,760	14,425
7月	22,764	20,056	21,320
8月	23,759	22,272	24,687
9月	18,410	18,605	16,708
10月	18,532	18,343	20,039
11月	19,319	18,143	16,019
12月	17,287	15,775	14,836
1月	15,356	13,438	15,856
2月	22,392	19,181	23,153
3月	14,007	12,841	15,963
合計	221,005	205,570	208,818

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

御殿場南高校

現在契約電力

97

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	61	24	43
5月	71	71	63
6月	84	74	59
7月	77	61	60
8月	77	81	84
9月	58	66	69
10月	80	84	80
11月	82	79	68
12月	93	82	71
1月	91	87	97
2月	102	83	88
3月	95	80	82

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	319	268	264
5月	11,035	10,944	9,296
6月	11,243	10,927	9,754
7月	14,425	10,832	10,363
8月	16,091	14,500	17,392
9月	11,715	12,858	11,753
10月	13,073	13,104	14,171
11月	11,948	12,626	11,899
12月	10,220	11,572	10,729
1月	14,396	11,987	13,163
2月	15,175	12,749	14,695
3月	21,719	18,165	21,831
合計	151,359	140,532	145,310

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

小山高校

現在契約電力

149

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	64	74	57
5月	79	77	77
6月	88	79	82
7月	141	77	87
8月	146	130	161
9月	188	157	109
10月	116	129	149
11月	95	90	92
12月	98	97	94
1月	95	94	106
2月	105	101	115
3月	92	104	107

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	14,649	15,218	15,563
5月	17,881	17,095	17,272
6月	18,087	17,909	17,772
7月	21,773	17,946	20,275
8月	27,953	25,759	29,777
9月	23,498	24,254	22,228
10月	22,236	24,273	28,374
11月	18,710	18,456	19,550
12月	17,830	16,919	18,575
1月	17,500	17,531	18,631
2月	20,810	20,077	23,353
3月	16,237	17,419	20,051
合計	237,164	232,856	251,421

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

裾野高校

現在契約電力

122

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	55	58	54
5月	54	51	52
6月	78	55	92
7月	90	74	126
8月	86	106	139
9月	99	86	121
10月	75	85	60
11月	71	70	69
12月	74	62	76
1月	71	73	81
2月	84	73	65
3月	63	68	43

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	5,200	6,856	14,458
5月	12,191	14,166	15,004
6月	18,083	15,923	19,784
7月	20,230	19,522	21,108
8月	16,571	18,944	21,856
9月	18,429	20,403	18,544
10月	17,725	18,940	16,839
11月	15,558	16,902	12,985
12月	13,557	13,507	15,637
1月	12,231	13,428	18,800
2月	18,269	16,608	13,165
3月	11,214	11,070	5,582
合計	179,258	186,269	193,762

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

沼津東高校

現在契約電力

272

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	102	108	103
5月	102	104	102
6月	194	165	172
7月	196	199	269
8月	178	181	173
9月	208	220	248
10月	131	154	202
11月	112	99	107
12月	137	116	142
1月	138	115	151
2月	117	115	179
3月	83	95	134

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	25,596	20,670	23,309
5月	32,699	30,397	32,986
6月	40,882	33,469	35,285
7月	46,900	46,312	53,478
8月	33,046	32,281	33,314
9月	40,076	43,355	49,766
10月	34,151	29,855	29,198
11月	23,516	18,988	21,031
12月	23,122	20,480	22,154
1月	26,537	25,333	29,788
2月	20,086	20,802	25,154
3月	16,423	17,431	18,121
合計	363,034	339,373	373,584

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

沼津東高校香陵記念館

現在契約電力

84

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	48	29	37
5月	23	25	21
6月	69	54	39
7月	80	91	89
8月	76	89	88
9月	79	84	84
10月	31	31	46
11月	25	25	25
12月	54	65	62
1月	75	55	55
2月	63	56	53
3月	34	44	45

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	4,675	4,605	4,371
5月	4,148	4,350	4,204
6月	5,051	4,876	4,476
7月	9,396	8,530	9,565
8月	8,956	9,921	8,469
9月	6,108	7,497	7,679
10月	4,696	4,555	5,335
11月	4,182	4,350	4,234
12月	5,388	5,496	5,903
1月	7,291	6,519	6,712
2月	7,376	7,866	6,582
3月	4,173	5,181	4,476
合計	71,440	73,746	72,006

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

沼津西高校

現在契約電力

179

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	77	83	76
5月	86	74	82
6月	81	79	67
7月	135	125	158
8月	165	173	168
9月	170	155	169
10月	117	156	166
11月	92	93	97
12月	126	100	123
1月	125	119	134
2月	124	110	133
3月	109	103	112

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	7,187	6,471	6,525
5月	15,895	14,988	15,066
6月	19,084	17,537	17,558
7月	27,097	24,805	26,333
8月	27,589	26,570	32,258
9月	30,141	29,198	31,868
10月	18,744	23,739	23,450
11月	17,771	18,102	18,736
12月	17,997	17,927	19,196
1月	19,274	16,714	18,290
2月	28,381	24,587	27,398
3月	21,629	23,458	24,140
合計	250,789	244,096	260,818

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

沼津城北高校

現在契約電力

179

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	62	61	63
5月	54	59	56
6月	122	85	80
7月	149	139	180
8月	159	148	174
9月	164	166	179
10月	90	78	97
11月	82	78	79
12月	84	103	86
1月	107	103	110
2月	95	90	97
3月	55	71	75

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	13,629	12,370	12,069
5月	12,765	12,540	11,696
6月	19,713	17,155	15,160
7月	24,851	24,154	26,681
8月	21,015	18,933	15,169
9月	24,319	26,309	25,712
10月	13,987	14,116	15,293
11月	13,757	12,521	12,053
12月	14,786	14,298	15,065
1月	20,087	18,916	19,982
2月	16,157	15,674	16,762
3月	11,003	13,385	13,733
合計	206,069	200,371	199,375

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

沼津工業高校

現在契約電力

273

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	88	93	80
5月	89	103	89
6月	107	139	124
7月	146	192	225
8月	132	180	265
9月	164	221	273
10月	136	200	179
11月	111	115	122
12月	132	158	137
1月	140	153	150
2月	202	160	154
3月	84	99	122

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	18,109	16,605	21,163
5月	25,782	27,821	23,438
6月	32,127	32,515	32,221
7月	42,161	40,482	42,199
8月	35,432	38,015	41,873
9月	44,234	48,707	49,304
10月	31,579	31,765	32,127
11月	26,333	30,115	28,096
12月	30,554	30,193	28,705
1月	28,712	29,594	28,612
2月	40,994	34,190	35,829
3月	26,792	20,547	28,024
合計	382,809	380,549	391,591

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

沼津商業高校

現在契約電力

215

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	56	196	197
5月	77	196	197
6月	84	196	197
7月	196	182	197
8月	182	185	230
9月	181	197	230
10月	173	197	230
11月	98	197	230
12月	97	197	230
1月	114	197	230
2月	125	197	230
3月	112	197	230

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	5,087	5,146	5,058
5月	18,067	18,955	16,891
6月	19,540	20,423	17,601
7月	28,846	25,180	22,930
8月	33,575	31,218	29,105
9月	24,675	26,965	23,904
10月	24,510	30,905	29,293
11月	21,880	19,881	18,643
12月	17,782	17,340	16,823
1月	15,624	15,836	17,669
2月	26,014	22,330	24,742
3月	26,148	26,031	24,779
合計	261,748	260,210	247,438

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

吉原高校

現在契約電力

113

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	121	107	108
5月	121	107	108
6月	121	107	108
7月	121	107	108
8月	121	107	108
9月	121	108	103
10月	121	108	103
11月	121	108	103
12月	108	108	103
1月	108	108	103
2月	107	108	105
3月	107	108	105

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	6,530	6,323	5,410
5月	16,385	16,662	14,052
6月	17,537	18,373	14,468
7月	17,987	18,046	17,327
8月	18,320	18,425	18,999
9月	18,824	16,324	17,077
10月	16,796	16,249	15,341
11月	17,060	16,592	17,201
12月	14,020	14,280	14,171
1月	14,092	12,909	13,716
2月	18,450	17,122	18,374
3月	18,584	18,863	19,620
合計	194,585	190,168	185,756

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

吉原工業高校

現在契約電力

233

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	74	43	77
5月	71	72	71
6月	96	78	80
7月	154	146	159
8月	170	179	214
9月	189	175	194
10月	122	150	129
11月	101	95	104
12月	133	134	122
1月	154	138	134
2月	176	135	133
3月	97	116	121

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	14,089	4,183	16,020
5月	16,888	18,047	16,983
6月	21,251	20,320	18,363
7月	28,302	25,664	24,779
8月	24,699	25,764	28,736
9月	33,271	35,410	32,136
10月	22,117	23,690	22,577
11月	22,363	21,298	21,340
12月	23,258	20,760	19,996
1月	23,472	19,789	22,871
2月	30,612	25,376	27,655
3月	14,824	18,044	17,361
合計	275,146	258,345	268,817

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

吉原工業高校体育館

現在契約電力

62

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	41	31	53
5月	46	50	53
6月	50	51	58
7月	50	55	60
8月	53	67	60
9月	47	54	56
10月	57	47	60
11月	46	41	50
12月	39	42	44
1月	39	42	52
2月	42	45	46
3月	32	35	46

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	5,276	1,367	6,212
5月	9,170	8,134	8,417
6月	9,424	8,476	9,467
7月	8,906	7,955	9,494
8月	8,715	9,026	9,892
9月	8,847	9,142	7,790
10月	5,702	6,706	7,700
11月	6,426	6,420	6,355
12月	4,792	4,491	4,669
1月	4,579	4,393	4,708
2月	4,458	4,897	5,628
3月	3,258	3,485	3,832
合計	79,553	74,492	84,164

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

富士高校

現在契約電力

334

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	117	73	127
5月	140	161	136
6月	143	160	160
7月	228	236	275
8月	269	277	295
9月	236	266	281
10月	247	280	334
11月	158	169	160
12月	176	178	177
1月	203	190	208
2月	220	193	185
3月	146	167	161

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	7,776	11,017	18,671
5月	29,352	29,812	25,570
6月	37,186	36,605	35,223
7月	46,883	47,408	51,227
8月	56,449	58,618	58,543
9月	47,197	54,543	56,173
10月	38,951	48,710	48,055
11月	27,355	25,543	25,274
12月	26,101	25,261	24,926
1月	27,824	22,436	24,676
2月	39,691	33,222	35,882
3月	21,818	21,725	22,990
合計	406,583	414,900	427,210

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

富士東高校

現在契約電力

150

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	76	61	74
5月	74	79	83
6月	73	86	74
7月	104	108	131
8月	118	135	162
9月	115	114	154
10月	103	110	150
11月	85	86	89
12月	87	99	92
1月	93	98	106
2月	101	105	129
3月	82	91	97

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	6,249	5,665	12,610
5月	13,049	14,741	15,864
6月	17,631	18,065	17,989
7月	21,458	20,711	21,594
8月	23,252	22,790	26,288
9月	24,216	23,411	25,667
10月	17,481	19,477	20,606
11月	16,683	15,564	17,037
12月	14,112	14,489	15,219
1月	13,166	13,160	14,898
2月	18,765	20,100	21,494
3月	18,008	14,239	20,927
合計	204,070	202,412	230,193

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

富士宮東高校

現在契約電力

114

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	65	31	60
5月	94	72	70
6月	101	63	61
7月	106	74	63
8月	112	89	114
9月	122	75	111
10月	127	85	106
11月	109	71	79
12月	109	73	77
1月	112	88	84
2月	123	91	91
3月	99	77	85

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	3,433	2,214	3,053
5月	18,637	11,229	10,344
6月	22,073	13,181	13,583
7月	23,666	14,108	13,739
8月	24,615	14,514	17,396
9月	22,681	12,025	15,465
10月	24,471	15,321	17,052
11月	20,092	9,762	12,281
12月	20,168	8,837	10,773
1月	18,778	12,324	12,389
2月	25,419	19,103	16,184
3月	24,724	30,014	21,753
合計	248,757	162,632	164,012

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

富士宮北高校

現在契約電力

192

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	60	43	71
5月	104	100	88
6月	98	104	76
7月	129	107	140
8月	130	176	227
9月	148	137	136
10月	154	169	192
11月	118	98	99
12月	122	103	92
1月	134	75	118
2月	144	130	124
3月	117	172	104

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	2,116	2,191	2,052
5月	15,755	16,160	13,760
6月	17,690	17,572	13,676
7月	24,556	24,816	23,656
8月	29,453	31,471	31,017
9月	17,914	17,194	18,550
10月	25,690	26,855	27,957
11月	18,441	15,488	15,198
12月	17,131	15,691	14,602
1月	16,661	14,253	15,117
2月	26,216	22,227	25,530
3月	28,222	26,318	28,047
合計	239,845	230,236	229,162

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

富士宮西高校

現在契約電力

128

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	79	68	64
5月	85	65	68
6月	84	72	70
7月	89	78	102
8月	100	81	127
9月	86	73	79
10月	88	81	110
11月	94	78	79
12月	84	82	76
1月	71	81	88
2月	76	80	85
3月	66	81	73

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	8,052	6,470	13,634
5月	15,390	13,437	14,172
6月	18,676	17,912	17,720
7月	22,518	21,437	22,003
8月	22,435	22,345	23,117
9月	17,828	18,641	17,248
10月	17,131	15,144	16,168
11月	19,448	15,442	16,244
12月	14,226	14,057	14,075
1月	13,253	13,841	13,702
2月	17,909	16,233	16,464
3月	17,693	12,383	17,763
合計	204,559	187,342	202,310

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

富岳館高校

現在契約電力

216

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	103	106	95
5月	120	98	95
6月	92	142	147
7月	160	172	187
8月	158	208	216
9月	166	179	208
10月	160	127	152
11月	125	118	106
12月	109	116	132
1月	127	127	157
2月	141	114	137
3月	127	154	136

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	743	24,548	26,117
5月	24,464	23,412	25,390
6月	23,842	28,881	28,493
7月	31,989	36,584	40,115
8月	33,412	30,257	28,579
9月	27,893	40,141	41,830
10月	34,207	29,134	32,056
11月	27,988	28,510	26,551
12月	26,509	26,446	26,560
1月	24,716	33,970	34,588
2月	33,017	27,152	28,673
3月	47,267	24,388	23,860
合計	336,047	353,423	362,812

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

沼津視覚特別支援学校

現在契約電力

99

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	53	51	55
5月	34	32	32
6月	32	35	37
7月	82	68	68
8月	73	87	94
9月	79	84	71
10月	96	83	90
11月	50	41	60
12月	36	34	43
1月	78	54	61
2月	80	59	75
3月	87	70	75

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	2,275	7,146	6,774
5月	7,098	7,364	6,368
6月	6,941	7,751	6,444
7月	9,892	10,870	12,096
8月	11,476	14,174	15,166
9月	7,377	8,841	6,609
10月	10,628	11,945	12,341
11月	7,798	8,200	8,603
12月	6,564	7,157	6,459
1月	8,804	7,758	6,899
2月	11,568	9,527	9,171
3月	10,300	8,688	9,161
合計	100,721	109,421	106,091

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

沼津聴覚特別支援学校

現在契約電力

91

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	38	37	52
5月	45	36	41
6月	46	45	42
7月	78	62	59
8月	82	79	90
9月	73	75	48
10月	80	68	91
11月	58	46	59
12月	45	43	41
1月	53	49	48
2月	57	48	52
3月	54	56	58

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	348	240	477
5月	6,950	7,281	8,023
6月	8,352	8,263	7,735
7月	11,502	10,584	10,830
8月	14,029	13,988	14,879
9月	9,451	10,631	8,945
10月	10,851	12,002	13,380
11月	8,983	8,683	10,162
12月	7,777	7,484	8,173
1月	7,681	7,402	7,917
2月	9,969	9,084	9,539
3月	14,873	15,610	9,246
合計	110,766	111,252	109,306

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

御殿場特別支援学校

現在契約電力

131

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	133	131	124
5月	133	131	124
6月	133	131	124
7月	132	131	124
8月	132	131	129
9月	132	131	141
10月	132	131	141
11月	132	131	141
12月	132	131	141
1月	132	131	141
2月	131	124	141
3月	131	124	141

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	13,473	11,165	10,616
5月	13,386	11,694	12,247
6月	15,584	16,219	15,719
7月	19,033	21,072	20,755
8月	10,121	9,501	13,418
9月	16,489	17,182	17,594
10月	15,333	14,870	15,364
11月	14,881	14,806	15,780
12月	16,999	16,422	16,537
1月	14,200	12,621	13,527
2月	20,792	18,564	19,655
3月	14,485	16,060	18,295
合計	184,776	180,176	189,507

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

沼津特別支援学校

現在契約電力

231

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	58	62	85
5月	67	65	65
6月	85	94	111
7月	208	203	213
8月	229	228	219
9月	208	217	235
10月	156	210	231
11月	68	67	115
12月	134	111	118
1月	183	145	155
2月	210	168	165
3月	152	119	172

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	7,415	6,493	12,066
5月	13,479	13,662	12,152
6月	19,010	16,208	16,410
7月	28,476	23,850	25,671
8月	21,979	19,875	19,343
9月	25,408	23,547	25,724
10月	16,366	19,741	21,474
11月	15,522	13,689	14,587
12月	16,354	13,904	15,949
1月	19,579	14,997	17,126
2月	30,326	21,776	22,582
3月	20,797	17,112	25,753
合計	234,711	204,854	228,837

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

富士特別支援学校

現在契約電力

278

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	110	53	121
5月	97	92	91
6月	99	101	95
7月	256	240	272
8月	244	240	271
9月	252	243	267
10月	245	234	278
11月	96	104	140
12月	99	111	96
1月	150	136	150
2月	160	169	176
3月	154	148	160

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	4,266	3,606	4,787
5月	17,524	17,924	19,129
6月	21,277	21,125	19,903
7月	32,532	29,205	30,494
8月	31,479	31,123	33,262
9月	25,836	23,648	23,458
10月	28,173	30,433	35,819
11月	20,181	20,738	21,733
12月	20,591	20,954	19,502
1月	18,532	18,918	19,345
2月	28,896	29,766	30,257
3月	36,129	42,560	37,829
合計	285,416	290,000	295,518

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

富士特別支援学校富士宮分校

現在契約電力

24

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	19	15	19
5月	13	12	13
6月	14	12	14
7月	26	18	21
8月	21	20	24
9月	25	25	22
10月	22	27	28
11月	14	20	20
12月	13	15	16
1月	19	17	17
2月	22	19	19
3月	19	19	22

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	2,771	2,446	2,962
5月	2,596	2,579	2,709
6月	2,896	2,756	2,928
7月	3,159	2,918	3,138
8月	3,241	3,489	3,678
9月	2,637	2,856	2,945
10月	3,372	3,776	3,390
11月	3,019	3,015	3,269
12月	2,784	2,998	2,891
1月	2,676	2,662	2,502
2月	3,496	3,440	3,490
3月	3,262	3,424	3,454
合計	35,909	36,359	37,356

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

東部特別支援学校

現在契約電力

86

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	58	44	65
5月	51	53	46
6月	64	73	81
7月	63	76	80
8月	62	77	72
9月	64	77	86
10月	53	45	53
11月	49	62	51
12月	65	53	54
1月	67	73	69
2月	68	70	68
3月	53	65	61

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	8,667	8,633	9,783
5月	9,834	9,807	9,824
6月	14,979	12,206	12,854
7月	10,567	10,931	12,066
8月	8,161	9,355	8,011
9月	10,551	12,728	11,925
10月	9,838	9,605	10,354
11月	9,764	11,367	9,985
12月	10,209	9,959	8,891
1月	12,953	13,217	12,520
2月	11,377	12,189	10,789
3月	6,688	8,275	7,255
合計	123,588	128,272	124,257

別紙3(仕様書別紙3) 過去3年間 電力実績一覧

需給場所

伊豆の国特別支援学校

現在契約電力

283

年度	最大使用量(kW)		
	R4	R5	R6
4月	121	61	117
5月	65	50	55
6月	66	62	83
7月	179	159	215
8月	162	239	233
9月	177	167	197
10月	204	206	283
11月	58	68	152
12月	52	108	72
1月	98	91	115
2月	155	157	149
3月	166	149	157

年度	使用電力量(kWh)		
	R4	R5	R6
4月	14,377	8,645	12,443
5月	12,519	9,390	9,702
6月	12,705	11,290	12,601
7月	16,611	16,997	21,266
8月	17,894	23,059	23,637
9月	11,910	13,002	12,515
10月	17,887	22,004	27,794
11月	10,367	11,285	13,887
12月	10,298	11,936	12,619
1月	12,220	11,236	13,295
2月	20,022	17,912	21,406
3月	16,737	15,975	28,395
合計	173,547	172,731	209,560

(案)

静岡県立下田高等学校外40庁舎電気需給仕様書

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間で令和 年 月 日
付けで締結した静岡県立下田高等学校外40庁舎の電気需給については、契約書に定めるも
ののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

(1) 需給場所等

別紙1のとおり

(2) 業種及び用途

官公署（高等学校及び特別支援学校）

2 仕様

(1) 受電電気方式、受電使用電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄

熱槽等

別紙1のとおり

(2) 予定使用電力量、契約電力、力率

別紙1のとおり

(3) 契約期間の電力消費計画

別紙2のとおり

(4) 過去3年間の電力消費実績

別紙3のとおり

(5) 需給開始日、使用期間

ア 需給開始日 令和8年4月1日 午前0時

イ 使用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(6) 需給地点

別紙1のとおり

(7) 電気工作物の財産分界点

別紙1のとおり

(8) 保安上の責任分界点

別紙1のとおり

3 その他

契約書第15条による電気料金の請求書の内訳として、施設ごとの契約電力、当月使用
電力量、当月最大電力及び力率測定用有効電力量が入力されたデータを作成し、甲に提
出する。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県知事様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の產品に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公 告 日 令和7年12月16日

2 調達產品 令和8年度
静岡県立下田高等学校外40庁舎で使用する電気

3 需給場所 別紙のとおり

別紙（需給場所）

番号	施設名	住所
1	下田高等学校	下田市蓮台寺152
2	下田高等学校南伊豆分校	賀茂郡南伊豆町石井58
3	松崎高等学校	松崎町桜田188
4	松崎高等学校セミナーハウス	松崎町桜田188
5	稻取高等学校	東伊豆町稻取3012-2
6	熱海高等学校	熱海市下多賀1484-22
7	伊豆総合高等学校	伊豆市牧之郷892
8	伊豆総合高等学校土肥分校	伊豆市土肥870-1
9	韮山高等学校	伊豆の国市韮山韮山229
10	伊豆中央高等学校	伊豆の国市寺家970-1
11	田方農業高等学校	函南町塚本961
12	三島南高等学校	三島市大場608
13	三島北高等学校	三島市文教町1-3-18
14	三島長陵高等学校	三島市文教町1-3-93
15	御殿場高等学校	御殿場市御殿場192-1
16	御殿場南高等学校	御殿場市新橋1450
17	小山高等学校	駿東郡小山町竹之下369
18	裾野高等学校	裾野市佐野900-1
19	沼津東高等学校	沼津市岡宮812
20	沼津東高等学校香陵記念館	沼津市岡宮812
21	沼津西高等学校	沼津市本字千本1910-9
22	沼津城北高等学校	沼津市岡一色875
23	沼津工業高等学校	沼津市下香貫八重129-1
24	沼津商業高等学校	清水町徳倉1205
25	吉原高等学校	富士市今泉2160
26	吉原工業高等学校	富士市比奈2300
27	吉原工業高等学校体育館	富士市比奈2300
28	富士高等学校	富士市松本17
29	富士東高等学校	富士市今泉2921
30	富士宮東高等学校	富士宮市小泉1234
31	富士宮北高等学校	富士宮市宮北町230
32	富士宮西高等学校	富士宮市淀師1550
33	富岳館高等学校	富士宮市弓沢町732
34	沼津視覚特別支援学校	沼津市米山町6-20
35	沼津聴覚特別支援学校	沼津市泉町4-1
36	御殿場特別支援学校	御殿場市神山1553-3
37	沼津特別支援学校	沼津市大塚823-1
38	富士特別支援学校	富士市大渕3773-1
39	富士特別支援学校富士宮分校	富士宮市宮北町233
40	東部特別支援学校	伊豆の国市寺家246-1
41	伊豆の国特別支援学校	伊豆の国市寺家235

入札書(第回)

- 1 入札番号 教高第 1 号
- 2 入札産品 令和8年度
静岡県立下田高等学校外40 庁舎で使用する電気
- 3 需給場所 別紙のとおり

上記産品を下記の金額となる単価で供給したく、申し込みます。

(静岡県立下田高等学校外40 庁舎 年間総計)

入札金額
(税抜価格)

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

令和 年 月 日

発注者 静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

入札者

商号又は名称
氏 名

印

代理人

印

別紙

番号	施設名	住所
1	下田高等学校	下田市蓮台寺152
2	下田高等学校南伊豆分校	賀茂郡南伊豆町石井58
3	松崎高等学校	松崎町桜田188
4	松崎高等学校セミナーハウス	松崎町桜田188
5	稻取高等学校	東伊豆町稻取3012-2
6	熱海高等学校	熱海市下多賀1484-22
7	伊豆総合高等学校	伊豆市牧之郷892
8	伊豆総合高等学校土肥分校	伊豆市土肥870-1
9	韮山高等学校	伊豆の国市韮山韮山229
10	伊豆中央高等学校	伊豆の国市寺家970-1
11	田方農業高等学校	函南町塚本961
12	三島南高等学校	三島市大場608
13	三島北高等学校	三島市文教町1-3-18
14	三島長陵高等学校	三島市文教町1-3-93
15	御殿場高等学校	御殿場市御殿場192-1
16	御殿場南高等学校	御殿場市新橋1450
17	小山高等学校	駿東郡小山町竹之下369
18	裾野高等学校	裾野市佐野900-1
19	沼津東高等学校	沼津市岡宮812
20	沼津東高等学校香陵記念館	沼津市岡宮812
21	沼津西高等学校	沼津市本字千本1910-9
22	沼津城北高等学校	沼津市岡一色875
23	沼津工業高等学校	沼津市下香貫八重129-1
24	沼津商業高等学校	清水町徳倉1205
25	吉原高等学校	富士市今泉2160
26	吉原工業高等学校	富士市比奈2300
27	吉原工業高等学校体育館	富士市比奈2300
28	富士高等学校	富士市松本17
29	富士東高等学校	富士市今泉2921
30	富士宮東高等学校	富士宮市小泉1240
31	富士宮北高等学校	富士宮市宮北町230
32	富士宮西高等学校	富士宮市淀師1550
33	富岳館高等学校	富士宮市弓沢町732
34	沼津視覚特別支援学校	沼津市米山町6-20
35	沼津聴覚特別支援学校	沼津市泉町4-1
36	御殿場特別支援学校	御殿場市神山1553-3
37	沼津特別支援学校	沼津市大塚823-1
38	富士特別支援学校	富士市大渕3773-1
39	富士特別支援学校富士宮分校	富士宮市宮北町233
40	東部特別支援学校	伊豆の国市寺家246-1
41	伊豆の国特別支援学校	伊豆の国市寺家235

(参考例)

入札番号	木L	書(第1回)
1 入札番号	教高第1号	
2 入札産品	令和8年度 静岡県立下田高等学校外40 序舎で使用する電気	
3 需給場所	別紙のとおり	
上記産品を下記の金額となる単価で供給したく、申し込みます。		
(静岡県立下田高等学校外40 序舎 年間総計)		
入札金額	拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円	1 2 3 4 5 6 7
入札の日を記入		
令和8年1月27日		
発注者	静岡県知事 鈴木 康友 様	
委任の場合、押印はしない		
入札者	住所	○○県△△市××町○○番地
	商号又は名称	株式会社 ●●
	氏名	代表取締役 ×× ○○
印		
代理人	印	
委任の場合は、代理人の記名と押印が必要		

入札書別紙〇(参考例) (〇〇分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費等調整単価等に関する資料の添付は不要です)

- 1 料金計算方法 (取引に係る消費税及び地方消費税を含んでおります。)

毎月の電気料金

= 基本料金 + 電力量料金

+ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

- 2 各料金ごとの計算方法 (各料金単価には取引に係る消費税及び地方消費税を含んでおります。)

基本料金 = 基本料金単価 × 契約電力 × (185% - 力率)

電力量料金 = 電力量料金単価 × 使用電力量 ± 燃料費等調整単価 × 使用電力量

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

= 賦課金単価 × 使用電力量

* 入札金額の算定においては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないこと

- 3 各料金単価 (各料金単価には消費税及び地方消費税を含んでおります。)

基本料金単価 使用規模 1ヶ月、1 kWあたり 900 円

電力量料金単価 夏季 1 kWhあたり 12.11 円

その他季 1 kWhあたり 11.11 円

燃料費等調整単価 東京電力エナジーパートナー(株)が適用する燃料費等調整単価 (燃料価格調整項および市場価格調整項) とする。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金 経済産業省告示に基づき算定された値とする。

- 4 各料金区分

夏 季 7月1日から9月30日までとする。

その他季 4月1日から6月30日まで及び10月1日から3月31日までとする。

外税方式

内税方式

(どちらかにマルをすること)

入札書別紙1（下田高校分）

（静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください）

（燃料費調整等に関する資料の添付は不要です）

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙2（下田高校南伊豆分校分）

（静岡県立下田高等学校外40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください）

（燃料費調整等に関する資料の添付は不要です）

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙3（松崎高校分）

（静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください）

（燃料費調整等に関する資料の添付は不要です）

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙4（松崎高校セミナーハウス分）

（静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください）

（燃料費調整等に関する資料の添付は不要です）

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙5（稲取高校分）

(静岡県立下田高等学校 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙6（熱海高校分）

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙7（伊豆総合高校）

（静岡県立下田高等学校外40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください）

（燃料費調整等に関する資料の添付は不要です）

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙8（伊豆総合高校土肥分校分）

（静岡県立下田高等学校外40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください）

（燃料費調整等に関する資料の添付は不要です）

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙9（韮山高校分）

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 10 (伊豆中央高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 11 (田方農業高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 12 (三島南高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 13 (三島北高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 14 (三島長陵高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 15 (御殿場高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 16 (御殿場南高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 17 (小山高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 18 (裾野高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 19 (沼津東高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 20 (沼津東高校香陵記念館分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 21 (沼津西高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 22 (沼津城北高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 23 (沼津工業高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 24 (沼津商業高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 25 (吉原高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 26 (吉原工業高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 27 (吉原工業高校体育馆分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 28 (富士高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 29 (富士東高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 30 (富士宮東高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 31 (富士宮北高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 32 (富士宮西高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 33 (富岳館高校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 34 (沼津視覚特別支援学校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 35 (沼津聴覚特別支援学校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 36 (御殿場特別支援学校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 37 (沼津特別支援学校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 38 (富士特別支援学校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 39 (富士特別支援学校富士宮分校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 40 (東部特別支援学校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

入札書別紙 41 (伊豆の国特別支援学校分)

(静岡県立下田高等学校外 40 庁舎同一料金体系とする場合でも各庁舎毎作成し、提出してください)

(燃料費調整等に関する資料の添付は不要です)

1 料金計算方法

2 各料金ごとの計算方法

3 各料金単価

4 各料金区分

外税方式 内税方式 (どちらかにマルをすること)

委任状

印を代理人と定め、入札及び見積に関する

一切の権限を委任いたします。

1 入札番号 教高第 1 号

2 入札産品 令和8年度
静岡県立下田高等学校外40 序舎で使用する電気

3 需給場所 別紙のとおり

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木康友 様

住 所

商号又は名称

氏 名 印

別紙（需給場所）

番号	施設名	住所
1	下田高等学校	下田市蓮台寺152
2	下田高等学校南伊豆分校	賀茂郡南伊豆町石井58
3	松崎高等学校	松崎町桜田188
4	松崎高等学校セミナーハウス	松崎町桜田188
5	稻取高等学校	東伊豆町稻取3012-2
6	熱海高等学校	熱海市下多賀1484-22
7	伊豆総合高等学校	伊豆市牧之郷892
8	伊豆総合高等学校土肥分校	伊豆市土肥870-1
9	韮山高等学校	伊豆の国市韮山韮山229
10	伊豆中央高等学校	伊豆の国市寺家970-1
11	田方農業高等学校	函南町塚本961
12	三島南高等学校	三島市大場608
13	三島北高等学校	三島市文教町1-3-18
14	三島長陵高等学校	三島市文教町1-3-93
15	御殿場高等学校	御殿場市御殿場192-1
16	御殿場南高等学校	御殿場市新橋1450
17	小山高等学校	駿東郡小山町竹之下369
18	裾野高等学校	裾野市佐野900-1
19	沼津東高等学校	沼津市岡宮812
20	沼津東高等学校香陵記念館	沼津市岡宮812
21	沼津西高等学校	沼津市本字千本1910-9
22	沼津城北高等学校	沼津市岡一色875
23	沼津工業高等学校	沼津市下香貫八重129-1
24	沼津商業高等学校	清水町徳倉1205
25	吉原高等学校	富士市今泉2160
26	吉原工業高等学校	富士市比奈2300
27	吉原工業高等学校体育館	富士市比奈2300
28	富士高等学校	富士市松本17
29	富士東高等学校	富士市今泉2921
30	富士宮東高等学校	富士宮市小泉1234
31	富士宮北高等学校	富士宮市宮北町230
32	富士宮西高等学校	富士宮市淀師1550
33	富岳館高等学校	富士宮市弓沢町732
34	沼津視覚特別支援学校	沼津市米山町6-20
35	沼津聴覚特別支援学校	沼津市泉町4-1
36	御殿場特別支援学校	御殿場市神山1553-3
37	沼津特別支援学校	沼津市大塚823-1
38	富士特別支援学校	富士市大渕3773-1
39	富士特別支援学校富士宮分校	富士宮市宮北町 233
40	東部特別支援学校	伊豆の国市寺家 246-1
41	伊豆の国特別支援学校	伊豆の国市寺家 235

(記入例)

委任状

代理人の氏名記入、押印

印を代理人と定め、入札及び見積に関する

一切の権限を委任いたします。

1 入札番号 教高第 1 号

2 入札産品 令和8年度
静岡県立下田高等学校外40 庁舎で使用する電気

3 需給場所 別紙のとおり

入札の日を記入

令和8年1月27日

静岡県知事 鈴木康友 様

住所

商号又は名称

氏名

月別計算書

月	月別請求予定額 (総額)	月別請求予定額(内訳)												
		下田高等学校	下田高等学校 南伊豆分校	松崎高等学校	松崎高等学校 セミナーハウス	稻取高等学校	熱海高等学校	伊豆総合高等学校	伊豆総合高等学校 土肥分校	蘿山高等学校	伊豆中央高等学校	田方農業高等学校	三島南高等学校	三島北高等学校
4月														
5月														
6月														
7月														
8月														
9月														
10月														
11月														
12月														
1月														
2月														
3月														
計														



100／110を乗じて1円未満を切り捨てた額を入札書に記載する

- ①入札書別紙に記載した式に、仕様書等の数量を当てはめて作成すること。
- ②燃料費等調整単価(燃料価格調整項および市場価格調整項)については、算定に含めないこと。
- ③電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については算定に含めないこと。
- ④入札書に記載する金額は、月別請求予定額(総額)の合計額に100/110を乗じて1円未満を切り捨てた額とすること。

月別計算書（記載例）

月	月別請求予定額 (総額)	月別請求予定額（内訳）													
		下田高等学校	下田高等学校 南伊豆分校	松崎高等学校	松崎高等学校 セミナーハウス	稻取高等学校	熱海高等学校	伊豆総合高等学校	伊豆総合高等学 校十勝分校	韮山高等学校	伊豆中央高等学校	田方農業高等学校	三島南高等学校	三島北高等学校	三島長陵高等学校
4月	月ごとの総額は月ごと 内訳(1)～(40)の合計と 一致すること	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
	4,189,100円	100,000円	100,100円	100,200円	100,300円	100,400円	100,700円	100,800円	101,000円	100,900円	101,100円	101,200円	101,300円	101,400円	101,500円
5月	4,193,200円	100,100円	100,200円	100,300円	100,400円	100,500円	100,800円	100,900円	101,100円	101,000円	101,200円	101,300円	101,400円	101,500円	101,600円
6月	4,197,300円	100,200円	100,300円	100,400円	100,500円	100,600円	100,900円	101,000円	101,200円	101,100円	101,300円	101,400円	101,500円	101,600円	101,700円
7月	4,201,400円	100,300円	100,400円	100,500円	100,600円	100,700円	101,000円	101,100円	101,300円	101,200円	101,400円	101,500円	101,600円	101,700円	101,800円
8月	4,205,500円	100,400円	100,500円	100,600円	100,700円	100,800円	101,100円	101,200円	101,400円	101,300円	101,500円	101,600円	101,700円	101,800円	101,900円
9月	4,209,600円	100,500円	100,600円	100,700円	100,800円	100,900円	101,200円	101,300円	101,500円	101,400円	101,600円	101,700円	101,800円	101,900円	102,000円
10月	4,213,700円	100,600円	100,700円	100,800円	100,900円	101,000円	101,300円	101,400円	101,600円	101,500円	101,700円	101,800円	101,900円	102,000円	102,100円
11月	4,217,800円	100,700円	100,800円	100,900円	101,000円	101,100円	101,400円	101,500円	101,700円	101,600円	101,800円	101,900円	102,000円	102,100円	102,200円
12月	4,221,900円	100,800円	100,900円	101,000円	101,100円	101,200円	101,500円	101,600円	101,800円	101,700円	101,900円	102,000円	102,100円	102,200円	102,300円
1月	4,226,000円	100,900円	101,000円	101,100円	101,200円	101,300円	101,600円	101,700円	101,900円	101,800円	102,000円	102,100円	102,200円	102,300円	102,400円
2月	4,230,100円	101,000円	101,100円	101,200円	101,300円	101,400円	101,700円	101,800円	102,000円	101,900円	102,100円	102,200円	102,300円	102,400円	102,500円
3月	4,234,200円	101,100円	101,200円	101,300円	101,400円	101,500円	101,800円	101,900円	102,100円	102,000円	102,200円	102,300円	102,400円	102,500円	102,600円
計	50,539,800円	1,206,600円	1,207,800円	1,209,000円	1,210,200円	1,211,400円	1,215,000円	1,216,200円	1,218,600円	1,217,400円	1,219,800円	1,221,000円	1,222,200円	1,223,400円	1,224,600円

↓
 <1>は入札書別紙1（下田高等学校分）に記載した式に、静岡県立下田高等学校外40庁舎の仕様書等の数量を当てはめて作成すること
 <2>は入札書別紙2（下田高等学校南伊豆分校分）に記載した式に、静岡県立下田高等学校外40庁舎の仕様書等の数量を当てはめて作成すること
 <3>～<40>まで同様

100／110を乗じて1円未満を切り捨てた額を入札書に記載する

入札書記載価格 45,945,272円

50,539,800円 × 100／110

月	月別請求予定額（内訳）															
	御殿場高等学校	御殿場南高等学校	小山高等学校	裾野高等学校	沼津東高等学校	沼津東高等学校 香陵記念館	沼津西高等学校	沼津城北高等学校	沼津工業高等学校	沼津商業高等学校	吉原高等学校	吉原工業高等学校	吉原工業高等学校 体育館	富士高等学校	富士東高等学校	富士宮東高等学校
4月	(15) 101,600円	(16) 101,700円	(17) 101,800円	(18) 101,900円	(19) 102,000円	(20) 102,100円	(21) 102,200円	(22) 102,300円	(23) 102,400円	(24) 102,500円	(25) 102,600円	(26) 102,700円	(27) 102,800円	(28) 102,900円	(29) 103,000円	(30) 103,100円
5月	101,700円	101,800円	101,900円	102,000円	102,100円	102,200円	102,300円	102,400円	102,500円	102,600円	102,700円	102,800円	102,900円	103,000円	103,100円	103,200円
6月	101,800円	101,900円	102,000円	102,100円	102,200円	102,300円	102,400円	102,500円	102,600円	102,700円	102,800円	102,900円	103,000円	103,100円	103,200円	103,300円
7月	101,900円	102,000円	102,100円	102,200円	102,300円	102,400円	102,500円	102,600円	102,700円	102,800円	102,900円	103,000円	103,100円	103,200円	103,300円	103,400円
8月	102,000円	102,100円	102,200円	102,300円	102,400円	102,500円	102,600円	102,700円	102,800円	102,900円	103,000円	103,100円	103,200円	103,300円	103,400円	103,500円
9月	102,100円	102,200円	102,300円	102,400円	102,500円	102,600円	102,700円	102,800円	102,900円	103,000円	103,100円	103,200円	103,300円	103,400円	103,500円	103,600円
10月	102,200円	102,300円	102,400円	102,500円	102,600円	102,700円	102,800円	102,900円	103,000円	103,100円	103,200円	103,300円	103,400円	103,500円	103,600円	103,700円
11月	102,300円	102,400円	102,500円	102,600円	102,700円	102,800円	102,900円	103,000円	103,100円	103,200円	103,300円	103,400円	103,500円	103,600円	103,700円	103,800円
12月	102,400円	102,500円	102,600円	102,700円	102,800円	102,900円	103,000円	103,100円	103,200円	103,300円	103,400円	103,500円	103,600円	103,700円	103,800円	103,900円
1月	102,500円	102,600円	102,700円	102,800円	102,900円	103,000円	103,100円	103,200円	103,300円	103,400円	103,500円	103,600円	103,700円	103,800円	103,900円	104,000円
2月	102,600円	102,700円	102,800円	102,900円	103,000円	103,100円	103,200円	103,300円	103,400円	103,500円	103,600円	103,700円	103,800円	103,900円	104,000円	104,100円
3月	102,700円	102,800円	102,900円	103,000円	103,100円	103,200円	103,300円	103,400円	103,500円	103,600円	103,700円	103,800円	103,900円	104,000円	104,100円	104,200円
計	<15> 1,225,800円	<16> 1,227,000円	<17> 1,228,200円	<18> 1,229,400円	<19> 1,230,600円	<20> 1,231,800円	<21> 1,233,000円	<22> 1,234,200円	<23> 1,235,400円	<24> 1,236,600円	<25> 1,237,800円	<26> 1,239,000円	<27> 1,240,200円	<28> 1,241,400円	<29> 1,242,600円	<30> 1,243,800円

月	月別請求予定額（内訳）										
	富士宮北高等学校	富士宮西高等学校	富岳館高等学校	沼津聴覚特別支援学校	沼津聴覚特別支援学校	御殿場特別支援学校	沼津特別支援学校	富士特別支援学校	富士特別支援学校 富士宮分校	東部特別支援学校	伊豆の国特別支援学校
4月	(31) 103,200円	(32) 103,300円	(33) 103,400円	(34) 103,500円	(35) 103,600円	(36) 103,700円	(37) 103,800円	(38) 103,900円	(39) 104,000円	(40) 104,100円	(41) 104,100円
5月	103,300円	103,400円	103,500円	103,600円	103,700円	103,800円	103,900円	104,000円	104,100円	104,200円	104,200円
6月	103,400円	103,500円	103,600円	103,700円	103,800円	103,900円	104,000円	104,100円	104,200円	104,300円	104,300円
7月	103,500円	103,600円	103,700円	103,800円	103,900円	104,000円	104,100円	104,200円	104,300円	104,400円	104,400円
8月	103,600円	103,700円	103,800円	103,900円	104,000円	104,100円	104,200円	104,300円	104,400円	104,500円	104,500円
9月	103,700円	103,800円	103,900円	104,000円	104,100円	104,200円	104,300円	104,400円	104,500円	104,600円	104,600円
10月	103,800円	103,900円	104,000円	104,100円	104,200円	104,300円	104,400円	104,500円	104,600円	104,700円	104,700円
11月	103,900円	104,000円	104,100円	104,200円	104,300円	104,400円	104,500円	104,600円	104,700円	104,800円	104,800円
12月	104,000円	104,100円	104,200円	104,300円	104,400円	104,500円	104,600円	104,700円	104,800円	104,900円	104,900円
1月	104,100円	104,200円	104,300円	104,400円	104,500円	104,600円	104,700円	104,800円	104,900円	105,000円	105,000円
2月	104,200円	104,300円	104,400円	104,500円	104,600円	104,700円	104,800円	104,900円	105,000円	105,100円	105,100円
3月	104,300円	104,400円	104,500円	104,600円	104,700円	104,800円	104,900円	105,000円	105,100円	105,200円	105,200円
計	<31> 1,245,000円	<32> 1,246,200円	<33> 1,247,400円	<34> 1,248,600円	<35> 1,249,800円	<36> 1,251,000円	<37> 1,252,200円	<38> 1,253,400円	<39> 1,254,600円	<40> 1,255,800円	<41> 1,255,800円

物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書

昭和54年3月15日用第75号
出納事務局長通達

(趣旨)

第1条 この心得は、物品の購入契約及び製造請負契約について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 知事が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあっては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあっては額面金額（発行価格が額面と異なるときは、発行価格）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び見本その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面及び見本等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第5条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第6条 入札書は、様式第1号により作成し、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名の通知（以下「指名通知」という。）に示した日時及び場所において、提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

(入札辞退)

第7条 指名通知を受けた者が入札参加を辞退しようとするときは、別紙様式により理由を記入した「入札辞退届」を指名通知に記載された期限までに必ず提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第9条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が2人に満たない場合には、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。
- 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(開札)

第10条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行う。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 謾字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、物品の製造の請負（印刷物の請負を含む。）の契約を締結しようとする場合において、特に必要と認められてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第13条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 第11条第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることができない。
- 3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札箱へ投函すること。

(再度入札の入札保証金)

第14条 前条の規定により、再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を決める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第16条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第17条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、様式第2号により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失なう。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第18条 契約書の作成を省略する場合は、様式第3号に掲げる事項を記載した請書を徵する。

この場合においては、前条を準用する。

(契約の確定)

第19条 契約書を作成する契約にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年静岡県条例第18号）に定める契約については、議会の議決があったときに当該契約が成立する。

(入札保証金の返還)

第20条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、その者の同意を得て契約保証金に充当する場合を除き、当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第21条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、第3条第1項各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項に掲げる担保の価値は、第3条第2項に定める額とする。

(異議の申立)

第22条 入札した者は、入札後、この心得書、仕様書、設計書、図面、見本及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第23条 この規定は、随意契約について準用する。

附則 この心得は、昭和54年3月15日から施行する。

附則 この心得は、昭和57年7月1日から施行する。

附則 この心得は、平成元年7月15日から施行する。

附則 この心得は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成11年12月1日から施行する。

附則 この心得は、平成12年12月1日から施行する。

附則 この心得は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成15年10月1日から施行する。

附則 この心得は、平成16年7月1日から施行する。

附則 この心得は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成21年1月5日から施行する。

附則

1 この心得は、平成21年4月1日から施行する。ただし、様式第3号（その3）の改正（第7条第2項の改正を除く）、様式第3号（その4）を削る改正、様式第3号（その5）の改正（第10条第2項の改正を除く）、様式第4号の改正、様式第4号（その2）、様式第4号（その3）、様式第4号（その4）を加える改正は、平成21年5月1日から施行する。

2 平成21年4月1日から様式第3号（その4）を削る改正の施行の日の前までの間、同様式第8条第2項中「年3.7パーセント」とあるのは「年3.6パーセント」と

読み替えるものとする。

- 附則 この心得は、平成22年 4月1日から施行する。
- 附則 この心得は、平成23年 4月1日から施行する。
- 附則 この心得は、平成23年 9月 1日 から施行する。
- 附則 この心得は、平成25年 4月1日から適用する。
- 附則 この心得は、平成26年 4月 1日 から施行する。
- 附則 この心得は、令和3年11月 1 日 から施行する。
- 附則 この心得は、令和7年 4月 1日 から施行する。**

様式第1号（用紙　日本産業規格A4縦型）

入札書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

品名	規格	数量	単価	金額

上記により、静岡県財務規則及び物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書承諾の上、入札いたします。

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称
氏　　名

印

代　理　人
氏　名

印

静岡県知事様
(かい長)

物 品 売 買 契 約 書

物品の売買について静岡県（以下「甲」という。）と
(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。
(契約の要領)

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

(1) 品名、規格及び数量

品 名	種類、形状、規格等	数 量

(2) 売 買 代 金

金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

(3) 納 入 期 限 年 月 日

(4) 納 入 場 所 (注)「仕様書記載のとおり」とし、別記載可

(5) 契 約 保 証 金 (注)免除する場合は、「免除」と記載
(納入期限の延長)

第2条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

(納入の通知)

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

(検査及び引渡しの時期)

第4条 甲は、乙が物品の納入をした日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第1項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。

(危険負担)

第5条 前条第5項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(追完請求権)

第6条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

(買主の権利の期間制限)

第7条 乙が、契約不適合の物品を納入した場合において、甲が不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかつたときはこの限りではない。

(代金の支払時期)

第8条 甲は、第4条第5項の引渡しを受けた後、売買代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

(注) 財務省の最終改正告示に従うこと

第9条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

(解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 納入期限内に契約を履行しない場合で、履行の催告をしても契約をした目的を達成するのに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(2) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(4) 前各号のほか、乙が法令等又は契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

(5) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ静岡県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

（費用の負担）

第12条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）

第13条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

年　　月　　日

甲

乙

製 造 請 負 契 約 書

 収印紙

注文者、静岡県を甲とし、請負人
を乙として、次のとおり請負契約を締
結する。

(契約の要領)

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

(1) 品名、規格及び数量

品 名	種類、形状、規格等	数 量

(2) 請負代金

金	円
(うち消費税及び地方消費税額)	円)

(3) 納入期限 年 月 日

(4) 納入場所 (注)「仕様書記載のとおり」とし、別記載可(5) 契約保証金 (注)免除する場合は、「免除」と記載

(誠実な履行)

第2条 乙は、仕様書及び甲の指示に基づいて、誠実に義務を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第3条 仕様書に明らかにされていないもの、又は仕様書に疑義を生じたときは、甲乙協議して定め、支障のないようにするものとする。

(納入期限の延長)

第4条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

(納入の通知)

第5条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

(検査及び引渡しの時期)

第6条 甲は、乙が物品の納入をした日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第1項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。

(危険負担)

第7条 前条第5項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(追完請求権)

第8条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合(以下「契約不適合」という。)は、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

(注文者の権利の期間制限)

第9条 乙が、契約不適合の物品を納入した場合において、甲が不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかつたときはこの限りではない。

(代金の支払時期)

第10条 甲は、第6条第5項の引渡しを受けた後、請負代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

(注) 財務省の最終改正告示に従うこと

第11条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の請負代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

(解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 納入期限内に契約を履行しない場合で、履行の催告をしても契約をした目的を達成するのに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(2) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(4) 前各号のほか、乙が法令等又は契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

(5) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ静岡県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

年　　月　　日

甲

乙

印 刷 請 負 契 約 書

収入印紙

注文者、静岡県を甲とし、請負人
請負契約を締結する。

を乙として、次のとおり

（契約の要領）

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量

品 名	種類、形状、規格等	数 量
（2）請負代金	金 (うち消費税及び地方消費税額)	円 (円)

（3）納入期限

年 月 日

（4）納入場所

（注）「仕様書記載のとおり」とし、別記載可

（5）契約保証金

（注）免除する場合は、「免除」と記載

（誠実な履行）

第2条 乙は、仕様書及び甲の指示に基づいて、誠実に義務を履行するものとする。

（疑義等の決定）

第3条 仕様書に明らかにされていないもの、又は仕様書に疑義を生じたときは、甲乙協議して定め、支障のないようにするものとする。

（秘密の保持）

第4条 乙は、当該契約を履行するにあたり、作業上知り得た秘密を漏らしてはならない。
当該契約を履行した後もまた同様とする。

（秘密の保持の違反責任）

第5条 乙は、前条の秘密保持に関する規定に違反、又は違反の疑いがあると解される行為をした場合は、一切の責任を負うものとする。

（納入期限の延長）

第6条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（納入の通知）

第7条 乙は、契約印刷物を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

（検査及び引渡しの時期）

第8条 甲は、乙が契約印刷物の納入をした日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査によって、印刷が不鮮明又は印刷物として使用できないと認められるときは、再製の責任を負うものとする。この場合においては、前条及び第1項の規定を

準用する。

- 4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。
- 5 乙は、検査に合格したときは、遅延なく製品を引渡さなければならない。
(危険負担)

第9条 前条第5項の引渡し前に生じた契約印刷物の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合の担保責任)

第10条 契約印刷物が契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めて契約印刷物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完の請求、又は損害の賠償を請求することができる。甲が相当の期間を定めて乙に対して追完の請求をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて印刷請負費の減額を請求することができる。

- 2 前項の規定による契約印刷物の不適合に対する履行の追完の請求、印刷請負費の減額の請求及び損害賠償の請求は、甲が不適合を知ったときから1年以内に、その旨を乙に通知して行わなければならない。
- 3 契約印刷物の内容に重大な不適合があって甲の目的を達することができないときは、甲は、この契約を解除することができる。
- 4 前3項の規定は、その不適合が甲又は甲の指名する職員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙が、この指図の不適当であることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りでない。

(代金の支払時期)

第11条 甲は、第8条第5項の引渡しを受けた後、請負代金を甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

(注) 財務省の最終改正告示に従うこと

第12条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に、契約印刷物を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

- 2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅延に係る契約印刷物の請負代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

(解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約を履行しない場合で、履行の催告をしても契約をした目的を達成するのに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。
- (2) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した

場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(4) 前各号のほか、乙が法令等又は契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

(5) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

（合意解除）

第14条 甲又は乙は、必要があるときは、相手方と協議による合意の上、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、甲は乙が既に履行した部分等を考慮して乙に対し相当の対価を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第15条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ静岡県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

（費用の負担）

第16条 この契約の締結に要する費用及び契約印刷物納入に要する費用は、乙の負担とする。（協議）

第17条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

年 月 日

甲

乙

様式第3号(その1) (用紙 日本産業規格A4縦型)

請書

1 品名・規格 _____

2 数量 _____

3 契約金額 _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

4 引渡場所 _____

5 納入期限 年 月 日

上記物品の納入については、静岡県財務規則並びに次の条項を遵守し、誠実に履行いたします。

年 月 日

住所

商号または名称

氏名

印

静岡県知事様
(かい 長)

- 1 納入者は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、納入期限までに納入することができないときは、納入期限延長の申出をすることができる。ただし、この申出は納入期限内にしなければならない。
- 2 納入者は、物品を納入しようとするときは、その旨を県に通知し、県（検収員）は、納品した日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 納入者は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 納入者は、検査に合格しないものについては、県の指示に従い、良品と取り替えなければならない。
- 5 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて納入者の負担とする。
- 6 納入期限内に履行しないとき、又はこの請書から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、あらかじめ静岡県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 7 納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）において、県が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を通知したときは、納入者は当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの責任を負うものとする。

様式第3号(その2) (用紙 日本産業規格A4縦型)

請

書

(製造請負・修繕用)

収入印紙

1 品名・規格 _____

2 数量 _____

3 契約金額 _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

4 引渡場所 _____

5 納入期限 年 月 日

上記物品の製造請負(修繕)については、静岡県財務規則並びに次の条項を遵守し、誠実に履行いたします。
(注) 製造請負又は修繕の内、不要な方を削除すること。

年 月 日

住 所

商号または名称

氏 名

印

静岡県知事様
(か い 長)

- 1 納入者は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、納入期限までに納入することができないときは、納入期限延長の申出をすることができる。ただし、この申出は納入期限内にしなければならない。
- 2 納入者は、物品を納入しようとするときは、その旨を県に通知し、県（検収員）は、納品した日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 納入者は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 納入者は、検査に合格しないものについては、県の指示に従い、良品と取り替えなければならない。
- 5 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて納入者の負担とする。
- 6 納入期限内に履行しないとき、又はこの請書から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、あらかじめ静岡県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 7 納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）において、県が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を通知したときは、納入者は当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの責任を負うものとする。

様式第3号(その3) (用紙 日本産業規格A4縦型)

請

書

(印刷請負用)

収入印紙

1 品名・規格 _____

2 数量 _____

3 契約金額 _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

4 引渡場所 _____

5 納入期限 年 月 日

上記契約印刷物の納入については、静岡県財務規則並びに次の条項を遵守し、誠実に履行いたします。

年 月 日

住所

商号または名称

氏名

印

静岡県知事様
(かいじょう)

- 1 納入者は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、納入期限までに納入することができないときは、納入期限延長の申出をすることができる。ただし、この申出は納入期限内にしなければならない。
- 2 納入者は、物品を納入しようとするときは、その旨を県に通知し、県（検収員）は、納品した日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 納入者は、検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 納入者は、検査によって、印刷が不鮮明又は印刷物として使用できないと認められるときは、県の指示に従い再製するものとする。
- 5 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて納入者の負担とする。
- 6 納入期限内に履行しないとき、又はこの請書から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供したときは、解約又は損害賠償の責任を負うものとする。
- 7 履行にあたり、作業上知り得た秘密を漏らしたりしてはならない。履行した後もまた同様とする。
- 8 秘密保持に関する規定に違反、又は違反の疑いがあると解される行為をした場合は、一切の責任を負うものとする。
- 9 納入された印刷物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）において、県が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を通知したときは、納入者は無償再製又は取替え納入の責任を負うものとする。

入札辞退届

年 月 日

品名及び数量

上記の入札を辞退します。

辞退理由

静岡県知事様

住所

商号又は
名称

氏名

(注) 入札を辞退するときは、遅くとも提出期限には到着するよう提出してください。

設計書

設計書 甲

¥	一 (税込)
¥	一 (税抜)
但 令和8年度 静岡県立下田高等学校外40序舎電気需給(東京電力管内)	

内訳		期間等	数量	単価	平均力率	金額	摘要
符号	名称						
1	下田高等学校						
(1)	基本料金	1ヶ月あたり	184 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電力量料金	夏季料金	95,300 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	250,700 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	346,000 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(下田高等学校分)					円	F(B+E)

内訳		期間等	数量	単価	平均力率	金額	摘要
符号	名称						
2	下田高等学校南伊豆分校						
(1)	基本料金	1ヶ月あたり	62 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電力量料金	夏季料金	29,900 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	62,900 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	92,800 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(下田高等学校南伊豆分校分)					円	F(B+E)

内訳		期間等	数量	単価	平均力率	金額	摘要
符号	名称						
3	松崎高等学校						
(1)	基本料金	1ヶ月あたり	141 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電力量料金	夏季料金	42,100 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	90,200 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	132,300 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(松崎高等学校分)					円	F(B+E)

内訳		期間等	数量	単価	平均力率	金額	摘要
符号	名称						
4	松崎高等学校セミナーハウス						
(1)	基本料金	1ヶ月あたり	66 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電力量料金	夏季料金	12,500 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	17,200 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	29,700 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(松崎高等学校セミナーハウス分)					円	F(B+E)

内訳							
符号	名 称	期間等	数量	単 価	平均力率	金 額	摘 要
5	稻取高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	128 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	50,700 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	108,900 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	159,600 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(稻取高等学校分)					円	F(B+E)

内訳							
符号	名 称	期間等	数量	単 価	平均力率	金 額	摘 要
6	熱海高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	85 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	45,700 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	77,600 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	123,300 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(熱海高等学校分)					円	F(B+E)

内訳							
符号	名 称	期間等	数量	単 価	平均力率	金 額	摘 要
7	伊豆総合高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	219 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	102,900 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	228,600 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	331,500 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(伊豆総合高等学校分)					円	F(B+E)

内訳							
符号	名 称	期間等	数量	単 価	平均力率	金 額	摘 要
8	伊豆総合高等学校土肥分校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	80 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	31,400 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	64,100 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	95,500 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(伊豆総合高等学校土肥分校)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
9	韮山高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	230 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	127,000 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	270,500 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	397,500 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(韮山高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
10	伊豆中央高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	140 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	49,100 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	123,700 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	172,800 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(伊豆中央高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
11	田方農業高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	276 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	162,500 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	390,400 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	552,900 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(田方農業高等学校)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
12	三島南高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	223 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	93,500 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	215,000 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	308,500 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(三島南高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
13	三島北高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	179 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	95,200 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	202,600 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	297,800 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(三島北高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
14	三島長陵高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	202 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	79,100 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	183,700 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	262,800 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(三島長陵高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
15	御殿場高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	143 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	63,800 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	153,900 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	217,700 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(御殿場高等学校)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
16	御殿場南高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	97 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	41,200 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	107,700 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	148,900 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(御殿場南高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
17	小山高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	208 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	73,200 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	179,000 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	252,200 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(小山高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
18	裾野高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	122 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	62,000 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	141,600 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	203,600 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(裾野高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
19	沼津東高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	272 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	136,400 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	239,800 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	376,200 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(沼津東高等学校)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
20	沼津東高等学校香陵記念館						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	84 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	26,200 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	47,500 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	73,700 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(沼津東高等学校香陵記念館分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
21	沼津西高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	179 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	90,300 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	170,800 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	261,100 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(沼津西高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
22	沼津城北高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	179 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	70,600 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	135,400 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	206,000 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(沼津城北高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
23	沼津工業高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	273 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	133,200 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	262,800 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	396,000 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(沼津工業高等学校)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
24	沼津商業高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	215 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	81,900 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	176,500 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	258,400 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(沼津商業高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
25	吉原高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	113 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	54,000 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	137,300 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	191,300 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(吉原高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
26	吉原工業高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	233 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	88,500 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	186,700 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	275,200 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(吉原工業高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
27	吉原工業高等学校体育館						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	62 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	27,700 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	56,900 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	84,600 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(吉原高等学校体育館)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
28	富士高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	334 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	165,800 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	266,500 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	432,300 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(富士高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
29	富士東高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	150 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	73,300 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	156,200 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	229,500 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(富士東高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
30	富士宮東高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	147 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	52,600 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	138,700 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	191,300 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(富士宮東高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
31	富士宮北高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	247 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	73,800 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	162,400 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	236,200 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(富士宮北高等学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
32	富士宮西高等学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	128 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	63,000 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	141,400 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	204,400 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(富士宮西高等学校分)					円	F(B+E)

内訳		期間等	数量	単価	平均力率	金額	摘要
符号	名称						
33	富岳館高等学校						
(1)	基本料金	1ヶ月あたり	216 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電力量料金	夏季料金	112,600 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	261,800 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	374,400 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(富岳館高等学校分)					円	F(B+E)

内訳		期間等	数量	単価	平均力率	金額	摘要
符号	名称						
34	沼津視覚特別支援学校						
(1)	基本料金	1ヶ月あたり	99 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電力量料金	夏季料金	34,700 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	75,300 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	110,000 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(沼津視覚特別支援学校分)					円	F(B+E)

内訳		期間等	数量	単価	平均力率	金額	摘要
符号	名称						
35	沼津聴覚特別支援学校						
(1)	基本料金	1ヶ月あたり	91 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電力量料金	夏季料金	35,300 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	78,600 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	113,900 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(沼津聴覚特別支援学校)					円	F(B+E)

内訳		期間等	数量	単価	平均力率	金額	摘要
符号	名称						
36	御殿場特別支援学校						
(1)	基本料金	1ヶ月あたり	131 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電力量料金	夏季料金	51,600 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	138,800 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	190,400 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(御殿場特別支援学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
37	沼津特別支援学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	231 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	71,900 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	161,700 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	233,600 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(沼津特別支援学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
38	富士特別支援学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	278 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	88,200 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	210,600 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	298,800 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(富士特別支援学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
39	富士特別支援学校富士宮分校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	24 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	9,600 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	27,400 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	37,000 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(富士特別支援学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	内訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
40	東部特別支援学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	86 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	32,400 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	94,600 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	127,000 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(東部特別支援学校分)					円	F(B+E)

符号	名 称	期間等	訳			金 額	摘 要
			数量	単 価	平均力率		
41	伊豆の国特別支援学校						
(1)	基 本 料 金	1ヶ月あたり	283 kw	円	×(185-100) %	円	A(小数点第3位で四捨五入)
		契約期間計			100 %	円	B(A×12月)円未満切捨て
(2)	電 力 量 料 金	夏季料金	57,300 kwh	円		円	C(税込み)
		その他季料金	152,500 kwh	円		円	D(税込み)
		契約期間計	209,800 kwh			円	E(C+D)
(3)	予備電力量料金						
(4)	小計(伊豆の国特別支援学校分)					円	F(B+E)